

# まちを育む 市民と行政の協働ルールブック

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～

## 《協働Q&A》集



平成23年2月

## ルールブックとは・・・？

本来の意味は、「競技の規則をまとめて本にしたもの」となっています。

このルールブックでは、平成17年度に施行した『小牧市市民活動推進条例』で定める市民活動推進に関する基本事項をより解りやすく、より具体化し、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政が、ともに手を取り合いながら【市民が輝き活気あふれる小牧】を創造するために、皆さんがどのような心構え、どのような姿勢で取り組めば良いのか？という、「協働によるまち育てを行う際の約束事」を記しています。

本ルールブックでは、協働や市民活動、NPOに関する様々な疑問に対する解説を行っています。



## ～協働Q&A集の作成にあたって～

最近、さまざまなシーンにおいて、「協働」や「NPO」などの言葉を耳にする機会が多くなってきました。これらの言葉については、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年3月に施行されてから13年余りが経過し、一定の市民権を得てきたように感じます。

しかし、それぞれの意味についてひも解いてみると、「NPO」という言葉は聞いたことはあるが詳しくは知らない、「協働」と「共同」、「協同」ってどう違うの！？という方が大半を占めるのではないのでしょうか。

今後、私たちのまち小牧を、協働により育み、市民が輝き活気あふれるまちとしていくには、「協働」の意味を皆さんが知り、理解していなければ本当の意味での協働とは言えません。

そのため、『はじめの一步(理念)編』、『元気なまち育て(実務)編』と併せて、NPOや協働のイロハに関するQ&Aや、市内で活躍している団体の紹介、協働の事例などをわかりやすくまとめた“協働Q&A集”を発行することとしました。

平成23年2月

『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会

### 【参考文献】

- みるみるわかるNPO（2004年愛知県発行）
- 協働のみちしるべ ～Q&A集～（2008年豊明市発行）

## ＝ 目 次 ＝

### 第1章 ココが知りたい“市民協働”

#### <<Hop!>>

##### 「そもそも市民活動、NPOってなんなの!？」

- Q1 市民活動って?..... 4
- Q2 NPOってなに?..... 4
- Q3 どんな団体がNPOなの?(NPOの範囲)..... 5
- Q4 NPOってどんな活動をしているの?..... 6
- Q5 小牧にはどれくらいのNPOがあるの?..... 7
- Q6 NPO法人ってなに?..... 8
- Q7 「NPO」と「NPO法人」は違うの?..... 9
- Q8 勝手にNPOと名乗ってもいいの?..... 9
- Q9 NPO法人になるメリットと義務は?..... 10
- Q10 NPO法人の税金はどうなってるの?..... 11
- Q11 NPOはお金を稼いでもいいの?..... 12
- Q12 NPOのスタッフは給料をもらってもいいの?..... 12
- Q13 NPOと企業はどこが違うの?..... 13
- Q14 NPOはどこから収入を得ているの?..... 14
- Q15 NPOはどんな悩みを抱えてるの?..... 14
- Q16 NPOはすべて正義の味方なの?..... 15

#### <<Step!>>

##### 「協働ってどういうこと!？」

- Q17 協働ってなあに?..... 16
- Q18 協働は必要なの?..... 17
- Q19 協働するメリットって?..... 18
- Q20 コストダウンのために協働するの?..... 19
- Q21 協働における「対等な立場」って?..... 20
- Q22 企業とNPOとの協働はあるの?..... 20

Q23	自治会（行政区）とNPOとの協働はあるの？……………	2 1
Q24	NPO同士の協働はあるの？……………	2 1
Q25	NPOって陳情ばかりじゃないの？……………	2 2

## << Jump ! >>

### 「協働を進めたいけど…！？」

Q26	協働委託と通常の委託はどう違うの？……………	2 3
Q27	法人格を持っていない任意団体でも契約できるの？……	2 3
Q28	適当な協働相手がない場合はどうしたらいいの？……	2 3
Q29	委託先はどのように選べばいいの？……………	2 4
Q30	契約を締結するときに注意することは？……………	2 5
Q31	委託料の前払いは可能なの？……………	2 5

## 第2章 小牧では“どんな市民活動団体が活躍”しているの？

1	おおくさ探検隊……………	2 6
2	NPO法人10人村……………	2 7
3	小牧ケアサービス まごころ……………	2 8
4	児（ちご）の森活動グループ……………	2 9
5	NPO法人こまきeーコミュニティーネットワーク……………	3 0
6	久保山団地お助けマン……………	3 1
7	小牧防災リーダー会……………	3 2

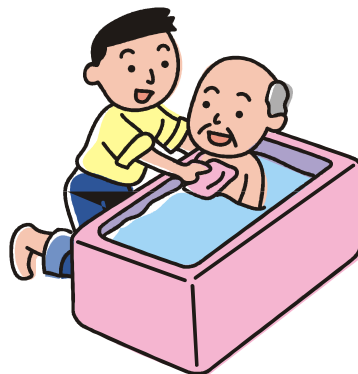
## 第1章 ココが知りたい“市民協働”

### <<Hop!>>

「そもそも市民活動、NPOってなんなの!？」

#### Q1：市民活動って？

市民が自主的・自立的に行う、営利を目的としない社会貢献活動のことを言います。ただし、小牧市市民活動推進条例では、「社会的秩序を乱すおそれのある活動」や「政治的な活動」は、市民活動として認めていません。



#### Q2：NPOってなに？

最近、いろんなシーンでよく耳にしますが、「NPO」とは何の略でしょう？

答えは、「Non Profit Organization」の頭文字を取ったもので、直訳すると「非営利組織」という意味になります。

利益を得るのが目的ではなく、社会に貢献することを目的とするグループを指します。

NPOには法律で定められた「NPO（特定非営利活動）法人」と法人格を持たない「任意のNPO団体」とに分類されます。

### Q3：どんな団体がNPOなの？（NPOの範囲）

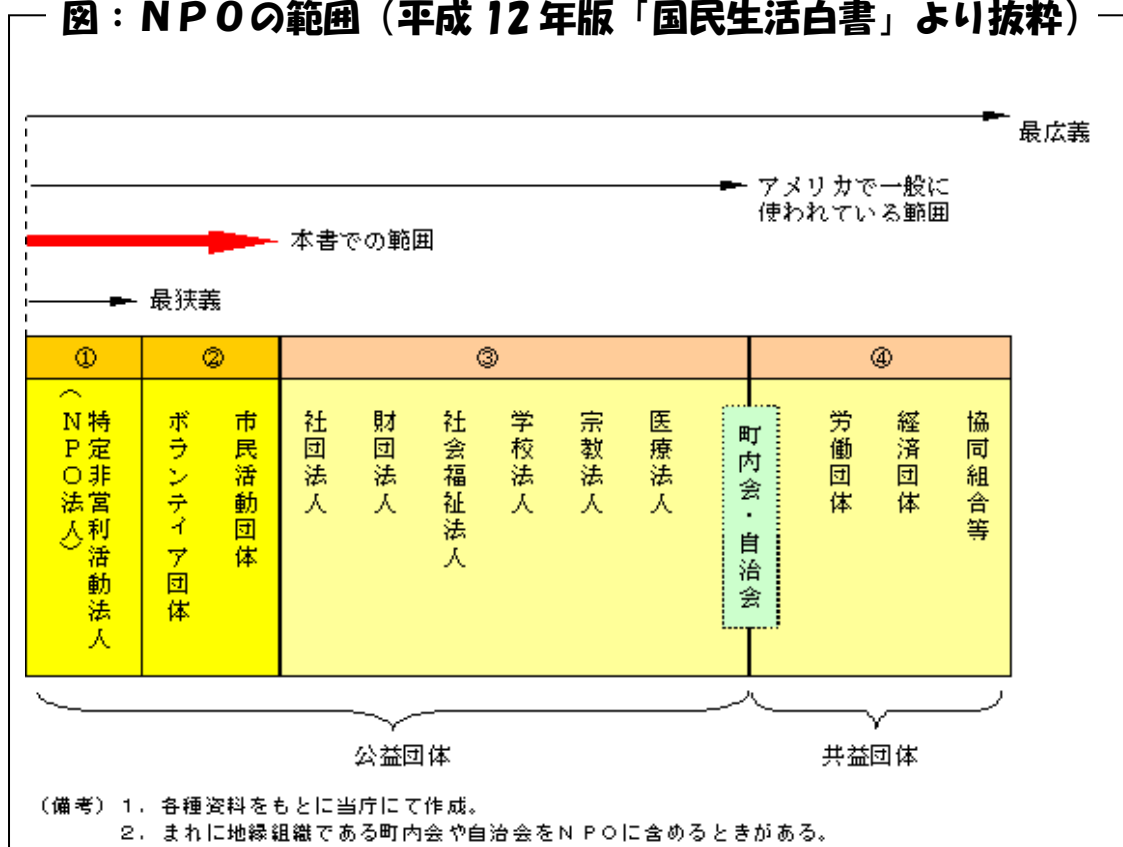
NPO を広い意味「広義の NPO」でとらえると、NPO 法人から市民活動団体・ボランティア団体、社団法人・財団法人・社会福祉法人などの公益法人、そして町内会・自治会といった地縁組織までの範囲となります。（下図参照）

逆に、「狭義の NPO」では、公益法人は含まれず、NPO 法人、市民活動団体・ボランティア団体までを NPO ととらえています。さらに「最狭義の NPO」となると、NPO 法人のみに限定されます。

このように、NPO の定義は地域や人、場面によってさまざまな解釈がされており、共通認識が持たれていないのが現状であるため、様々なシーンにおいて NPO の定義をしっかりと固める必要があります。

なお、この冊子の中では、下図の①と②を「NPO」とします。

図：NPOの範囲（平成12年版「国民生活白書」より抜粋）



## Q4：NPOってどんな活動をしているの？

NPOの活動分野については、平成10年3月に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）で17分野に分類されています。

主なものを紹介しますと、「保健・医療・福祉」、「学術・文化・芸術・スポーツ振興」、「環境保全」、「災害救援」、「地域安全」、「子どもの健全育成」などがあり、行政が行っている公共サービスのすべてを網羅しているといっても過言ではないでしょう。

したがって、NPOと行政との協働を推し進めることが出来れば、NPOは十二分に行政の業務を補完する立場に成りうるということなのです。

そのためにも、協働する際の一定のルールが必要不可欠なのです。

### 特定非営利活動促進法（NPO法）に定める17分野一覧

- 1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 5) 環境の保全を図る活動
- 6) 災害救援活動
- 7) 地域安全活動
- 8) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- 9) 国際協力の活動
- 10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11) 子どもの健全育成を図る活動
- 12) 情報化社会の発展を図る活動
- 13) 科学技術の振興を図る活動
- 14) 経済活動の活性化を図る活動
- 15) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- 16) 消費者の保護を図る活動
- 17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動



## Q5：小牧にはどれくらいのNPOがあるの？

これまで、NPOの範囲や活動分野などについて説明してきましたが、実際に、現在、小牧ではどれくらいの数のNPOが活動しているのでしょうか？ Q3で説明した「広義のNPO」でとらえた数を紹介したいと思います。

- ◆ NPO法人…13法人（愛知県内1,365法人）
- ◆ 社会福祉法人…10法人
- ◆ 財団法人…2法人
- ◆ 社団法人…4法人
- ◆ 自治会組織（行政区）…128区
- ◆ ボランティア・市民活動団体…推定700団体

（平成23年2月時点での数）

ごらんのとおり、数百以上もの団体が何らかの公益的な活動をしています。もし、これらの力を集約できればとてつもないパワーが生まれると思いませんか？

ただし、個々の団体、行政がバラバラに活動していても効率的とは言えません。

効率的にパワーを伝達するためにも、協働の仕組みを構築することが必要です。

## Q6 : NPO法人ってなに？

特定非営利活動促進法（NPO法）に定められた規定に基づき法人格を取得した団体のことを指します。

特定非営利活動促進法（NPO法）施行以前の法制度のもとでは、市民活動団体が法人化するとすると、該当するのが民法に基づく財団法人や社団法人などでしたが、その許可を得るための要件は大変厳しく、事実上、法人化の道は閉ざされていました。

そのため、平成10年3月に施行された同法では、市民活動団体が活動をより「継続して」「責任を持って」行うために、簡易に法人格を取得できる仕組みを示しています。

これにより、法人格を取得したNPOは、団体名義で土地や建物を所有することができ、契約の権利義務主体も個人ではなく、組織とすることができるようになり、また、社会的信用も得やすくなったことで、継続した活動ができるようになりました。

なお、この法人格は、基本的な<sup>※1</sup>要件を満たし、必要書類を<sup>※2</sup>所轄庁へ提出すれば、「認証」という届出に近い形で取得できます。

### ※1要件

- 10人以上の会員を有し、理事（3人以上）、監事（1人以上）がいること
- 設立認証申請書、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画、予算書などの必要書類

### ※2所轄庁

法人の事務所が愛知県内のみであれば愛知県知事によって認証されるため、所轄庁は愛知県、事務所が複数の都道府県にまたがって存在するときは内閣総理大臣によって認証されるため、内閣府が所轄庁となります。

### 愛知県の受付窓口

愛知県県民生活部社会活動推進課

NPO・ボランティアグループ（あいちNPO交流プラザ内）

〒461-0016

名古屋市東区上笠杉町1 ウィルあいち2階

TEL：052-961-8100

FAX：052-961-2315

URL：<https://www.aichi-npo.jp/index.html>

## **Q7：「NPO」と「NPO法人」は違うの？**

新聞やテレビなどでは、NPO 法人を略して NPO と称している場合もありますが、正式な解釈では NPO 法人と NPO は違います。

Q2で説明しましたが、「NPO」とは非営利組織の総称です。そのため、「NPO 法人」も「NPO」に含まれる団体の一部なのです。

ただし、最近の傾向として、Q6で説明した手続きを通じて法人格を認証した団体が「NPO 法人」、それ以外の法人格を持たない任意の団体を「NPO」と区別するのが一般的であるようです。

しかしながら、気をつけるべきことは、法人格を持っていない＝（イコール）団体の意識が低いという解釈は間違いです。たとえ任意団体であっても、地域で起こっている問題を解決したい、地域を良くしたいという気持ち強い団体はあり、もちろん小牧市内にも多くあります。

大切なのは、法人格を持っている、持っていないではなく、社会的責任を果たしたいという気持ちの強さです。

## **Q8：勝手にNPOと名乗ってもいいの？**

これまでの説明ですでおわかりいただけたと思いますが、非営利活動を行う団体は任意団体であっても NPO と自由に名乗ることができます。そのため、行政への届出や登録などは不要です。

ただし、所轄庁の認証を受けていない任意の団体が、勝手に「NPO 法人」を名乗ることは、特定非営利活動促進法（NPO 法）により名称の使用制限が規定されているためできません。

もし、この規定に違反した場合には、10万円以下の過料を科せられます。

## Q9：NPO法人になるメリットと義務は？

NPOが法人格を取得することにより、任意団体のときとは大きく変わることがあります。たとえば、法人名で銀行口座を開設したり、不動産の名義人になることが可能になります。また、社会的信用を得やすくなるといったメリットもあるでしょう。

一方、法人格を取得することで、いくつかの義務も生じます。NPO法や定款に違反することができないのはもちろんのこと、定款や事業報告書・会計書類などを公開し、事務所と所轄庁で閲覧できるようにすることが求められます。また、事業年度ごとに法定書類を所轄庁に提出するなど、活動内容に関する情報公開に努めなければなりません。

NPOが法人格を取得することで生じる主なメリットと義務について、下表にまとめてみました。

	NPO 法人	任意団体の NPO
資産名義・契約者	法人	代表者（名義人）
課税対象	法人	代表者（名義人）
代表者が死亡した場合の資産	団体名義のまま	代表者の親族が相続
負債の責任	法人	代表者（名義人）
情報公開	義務あり	義務なし
年度毎の法定書類の提出	義務あり	義務なし
補助事業・委託事業	受けやすい	受けにくい

現在のNPOを取り巻く環境として、法人格を取得しても税制上の優遇といった財政面でのメリットが少ない点が挙げられます。NPOが活動するためには当然資金が必要となり、そのために一定の収益活動や寄付が必要になるのは言うまでもありません。

法人税の優遇措置や寄付者の寄付控除制度が一層拡充されることが、今後の社会における課題と言えるでしょう。

## **Q10：NPO法人の税金はどうなってるの？**

NPOが法人格を取得すると、以下のように、法人として納めなければならない税金が発生します。

### **＜法人税＞**

NPO法人の場合は、収益事業の所得にのみ課税され、それ以外には課税されることはありません。ただし、ここでの収益事業とは法人税法上の収益事業を指し、販売業・製造業・その他の政令で定める事業であり、継続して事業所を設けて営まれる33業種が定められています。

### **＜法人県民税＞**

2万円（開始事業年度によっては2万1千円）の均等割と、法人税額に基づく法人税割が課税されます。

ただし、均等割については減免措置が講じられる場合もあります。

### **＜法人市民税＞**

5万円の均等割と、法人税額に基づく法人税割が課税されます。

ただし、均等割については減免措置が講じられる場合もあります。

### **＜法人事業税＞**

法人税法上の収益事業から生じた所得に対して、法定の税率によって計算され、課税されます。

### **＜消費税＞**

法人税法上の収益事業の有無にかかわらず、その事業年度の前々年度における課税売上が1,000万円を超える事業者は消費税を納税する義務があります。

上記のほか、行っている事業によっては、任意団体においても印紙税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、固定資産税、都市計画税などが課せられる場合があります。

また、所得税の源泉徴収について、有給スタッフがいる場合や講師などに謝礼を支払う場合には、源泉徴収義務者として所得税分を徴収し、これらの人に代わって税務署に納める義務があります。職員などを雇用する場合には、健康保険などの社会保険や雇用保険の手続きも必要です。

## **Q 1 1 : N P Oはお金を稼いでもいいの？**

NPOは非営利だから稼いではいけないと思っている方がいます。Q2で、NPOを直訳すると「非営利組織」という意味の説明はしましたが、この「非営利」とは、事業によって利益を出してはいけないという意味ではありません。もちろん無償という意味でもありません。正しくは、活動によって得た利益を、その構成員に分配しないという意味です。

たとえば、株式会社の場合、事業収益から経費を差し引いて利益が出れば、株主に対して株主配当という形で分配されます。「非営利」とは、こういった分配をしないという意味で、利益はすべて目的達成のための次の活動に充てられます。

このことから、サービス受給者から対価を得たり、物品を販売して利益をあげるなどしても、それが団体本来の活動資金に充てられるのであれば、何ら問題ありません。実際に活動しているNPOを見ると、介護サービス、本の出版、演劇公演など、多種多様な有料事業を行っています。また、事業遂行のためのスタッフの給料や交通費、弁当代などへの充当も可能です。

「営利」という言葉が、一般的には利益をあげる事業そのものを指す意味で使われることが多いため、誤解を招く傾向にあるようです。

## **Q 1 2 : N P Oのスタッフは給料をもらってもいいの？**

NPOは非営利だからNPOで働くスタッフが給料をもらうのはおかしいという話をよく聞きます。これは大きな間違いです。

NPOが継続的に責任を持ってサービスを提供するためには、専門的な知識や技術、活動を行うスタッフが必要です。また、会計や経理などを行う専従スタッフも必要になります。このようなスタッフに給料等報酬を支払うことは当然のことなのです。

しかしながら、NPOスタッフの平均給料は、民間企業の社員の平均給料の約6割程度の水準でしかないという話もあり、まだまだ社会的に、NPOも人件費が必要という理解が浸透していないのが現状です。

NPOには人件費は必要ないという考え方は、NPOの成長を阻害する要因にもなります。

### Q13：NPOと企業はどこが違うの？

NPOと企業（株式会社等）との大きな違いは、NPOが「非営利」であり、企業は「営利目的」で利潤を追求するということです。NPOには社会的使命（ミッション）があり、その使命を追求していくことが活動の原動力となっています。そのため、活動の中で利益が生じても構成員には分配せず、団体のさらなる活動資金として運用がなされます。

これに対して企業は、営利を追求し、利潤を生みだし、それを株主などに分配することで経済発展に貢献しています。そのため、利潤優先の企業にとっては、利益が生まれにくい社会貢献活動は、企業の営利活動に支障が出ると考えられてきたのです。

ただ、最近では、「企業コンプライアンス」や「CSR（企業の社会的責任）」という言葉に代表されるように、企業による社会（地域）貢献が注目されており、実際にそのような活動に取り組む企業も増えてきているのも事実です。

そのため、今後は、企業と連携を図りながら市民活動を活発化することも魅力あるまちづくりの有効な手段の一つです。

#### 《NPOと企業、行政との違い》

	NPO	企業	行政
目的	使命感・熱意による公共サービスの提供	利益(私益)	公益
サービス形態	個別性、多様性、機動性	利益優先性、限定性	全体性、公平性、画一性
ビジネスモデル	共感性	排他性	法律性
行動パターン	やりがい、自助	低コスト徹底、売上至上	全体の奉仕者
発展パターン	人が育つ→組織も育つ	組織優先	サービス満足度の充実
組織内部マネジメント	対等	上意下達(管理、統制)	上意下達(管理、統制)
剰余金	ミッションに再投資	役員や株主に分配	ゼロ(予算主義)
価値観	市民性、多元性	集団性、非寛容	集団性、非寛容
評価	サービスに対する満足度	収益の向上とサービスに対する満足度	サービスに対する満足度

#### **Q14：NPOはどこから収入を得ているの？**

NPOが活動していくための資金は、「どこから得て」、「どのようにして」出しているのでしょうか？

以前、愛知県が実施したアンケート調査によると、県内NPOの収入内訳は会費と寄付金を合わせて47%と、全体の収入の約半分を占めています。したがって、NPOの活動資金の半分以上が支援者からの資金で賄われていることが分かります。一方、自主事業・受託事業などの事業による運営資金は約3割にとどまっています。

NPOが掲げるミッションのもと、継続的な活動、組織を運営していくためには資金や人材が必要であるという点では企業と同じです。そのため、寄付や会費、事業収益などを充実し、財源を強化させることが必要不可欠であり、活動に必要な資金を集めるためには、そのミッションについて広く社会から支持を得なければなりません。

しかしながら、現在の日本ではNPOに対する支持、社会的地位、信頼がまだまだ浸透していないのが現状です。

そのため、NPOが安定的な活動を行えるような社会的な仕組みづくりが急務となっているのです。

#### **Q15：NPOはどんな悩みを抱えているの？**

もちろんNPOもさまざまな悩みを抱えています。なかでも多くのNPOが抱えている悩みに「人手不足」と「資金不足」の二つが挙げられます。

地域社会において有益な活動を展開し、その活動内容やミッションが広く浸透すれば、事業主体であるNPOはより多くの理解と協力を得ることができると考えられています。しかし、実際にはメンバーの力量や時間的余裕、さらには財源の不足などが原因で、多くのNPOが十分な広報活動すら行えないのが現状です。

また、たとえ人手や資金は充分であっても、人材の管理や会計など、運営に必要な専門知識やスキルが不足し、せっかくの人材や資金を十分に生かしきれず、立ち往生している団体もあります。



## Q16：NPOはすべて正義の味方なの？

「NPOは社会的責任を果たすために活動しているから、素晴らしい団体ばかりですよ」という話をよく聞きます。

確かに、NPOの多くは、自ら地域課題を解決するという素晴らしい志（こころざし）を持って活動しています。しかしながら、残念なことに、NPOの名前を借りて、人をだましたり金儲けをする団体もゼロではありません。NPOを名乗ることで安心させて高齢者をだましたり、行政に仕事を発注するよう迫ったりする団体が存在するのも現実なのです。

また、同様に、「NPO法人は非営利だし、知事（内閣総理大臣）が認証しているから信用できますよね」という話もよく聞きますが、「認証＝（イコール）行政庁のお墨付き」ではありません。

特定非営利活動促進法（NPO法）で定める法人認証手続きについては、申請書面のみで審査し、要件を満たしていれば認証することになっています。このように比較的簡単に法人格を取得できることから、中には悪事のために取得する団体も存在するようです。

株式会社にも、良い会社と悪い会社があるのと同じで、すべてを防ぐ手立てはありませんし、だからといって「NPO＝（イコール）信用できない」とするのも誤った判断です。

そのため、個々の団体の信用については、できるだけ情報収集に努め判断するのがよいでしょう。また、NPO法人の場合は、事業報告書や定款などが公開されているため、この辺りから判断していくことも一つの方法です。

## <<Step!>>

### 「協働ってどういうこと!？」

#### Q17：協働ってなあに？

最近、「協働」という言葉をよく耳にします。本ルールブックも、もちろん市民と行政との「協働」がテーマです。そもそも「協働」とはどのような意味なのでしょう？「共同」や「協同」とどう違うのでしょうか？

広辞苑によると、

- ◆ 共同…二人以上の者が力を合わせる事。
- ◆ 協同…ともに心と力を合わせ、助け合って仕事をする事。
- ◆ 協働…協力して働く事。

上記の三つとも、「同じ目的のために複数の主体が協力する」という大まかな意味は共通していますが、各々が示す『力の合わせ方』が異なっています。

共同では、「共同作業」「共同経営」のように、一緒に仕事をし同等に関わっているような『ともに行っている状態』が強調されます。

協同は、「協同組合」のように、目標達成に関する全体的な考えが一致された上で『必要な活動を分かち合う行為』の意味合いが強くなります。

協働ですが、上記2つよりも各主体の自発性や動きが尊重された概念で、『それぞれの思いや活動スタイルは尊重しながらも、共通する目的に向けて協力しましょう』という意味になります。

「まちを育む 市民と行政の協働ルールブック『はじめの一步（理念）編』」では、“さまざまな組織が、自立的・主体的に、共通の目的・目標を達成するために、お互いの立場や特性を認めあい、尊重しながら協力して活動すること”と定義づけしました。他の自治体の例として、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」などの表現も使われています。

このように、表現方法はさまざまですが、一番大切なことは、「協働」する主体同士が、「協働」の定義についての意思疎通が図れているかどうかということです。

## Q18：協働は必要なの？

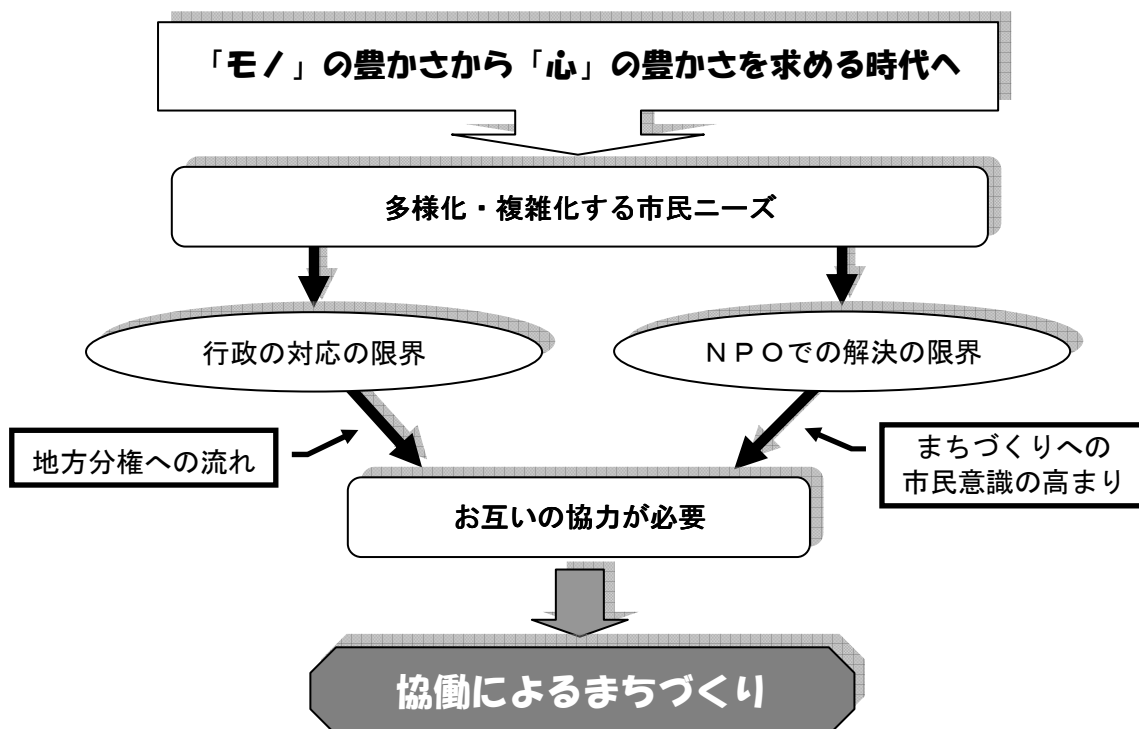
昨今の社会環境として、少子高齢化の進行による年金などの社会保障制度への不安、増加する高齢者福祉への対応、次世代を担う子どもたちの健全な育成など、様々な課題が生まれています。また、一人ひとりも「モノ」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになることで、市民ニーズは多様化・複雑化し、よりきめ細やかな質の高い公共サービスが求められるようになっていきます。

こうしたニーズに対し、公平で均一なサービスが求められる行政では、市民の満足感を得られなくなってきていることは否めません。

たとえば、ある限られた地域で限られた市民のみが直面する新たな地域課題が発生したと仮定します。こうした地域（受益者）限定の課題や新たな課題の場合、公平性・均一性が求められる行政では、迅速かつ柔軟に対応するのは難しく、解決までに膨大な時間を要したり、手も出せないといった事態も考えられます。こうしたニーズや課題に迅速に答え、きめ細やかなサービスを提供できるのがNPOなのです。

しかしながら、これまでも述べてきましたが、資金の不足や人材の不足など、NPO単独でのサービス提供にも限界があります。

そのため、お互いの弱い部分を補いながら協力して課題を解決していくことが必要であり、それこそが“協働”なのです。



## Q19：協働するメリットって？

前項では協働する必要性について述べました。

では、協働することにより得られるメリットはどんなことが挙げられるのでしょうか？

ここでは、協働によるメリットを語る上で欠かせない『Win-Winの関係』の解説とともに、それぞれが得られるメリットについて述べていきます。

### 《市民が得られるメリット》

- ◎ より迅速できめ細やかなサービスを受けることが可能となり、満足感が得られる。
- ◎ 市民からサービスを受けるため、相互扶助の精神や自治の精神が養われる。

### 《NPOが得られるメリット》

- ◎ 自分たちの想い（ミッションやビジョン）の達成につながる。
- ◎ 資金不足や人材不足などを解決することができ、組織が強化されることで継続的で安定的な活動へと発展できる。

### 《行政が得られるメリット》

- ◎ 行政単独では解決が困難な課題への対応が可能となり、市民サービスの向上につながる。
- ◎ 結果的に行政改革や財政改革につながる。

### 《小牧全体で得られるメリット》

- ◎ 市民力が向上することにより、“市民が輝く元気な小牧”へ。



このように、サービスを受ける方々が満足感を得られるといった効果のほかにも、事業に携わるすべての主体が相乗的・副次的に効果を得ることができ、みんなが成功（Win）に導かれる『Win-Win の関係』を構築できるのが、“協働”なのです。

そのため、協働は“市民が輝き活気あふれる小牧”を創造するためのもっとも有効なツールであると言っても過言ではないでしょう。

## **Q20：コストダウンのために協働するの？**

協働はコストダウンのためにだけ行うものではありません。

これまでも説明しましたが、NPO であっても人件費や運営経費は当然必要であり、特に高いスキルや専門性を持った NPO に対しては、相応の対価である技術料を支払うことは当然のことです。

利潤を追求しないため、結果的に経費が抑えられることがあっても、経費節減を目的に協働事業を考えることは、NPO からの不信感を募らせることになります。

協働の目的は、NPO の特性を活かした事業を実施することで、市民サービスを向上させることにあります。したがって、コスト面では、行政で行う場合と同額であっても、より充実し、より市民の目線に立ったサービスが提供できる等の付加価値が望めるなどの効果も考慮することが重要です。

## **Q 2 1 : 協働における「対等な立場」って？**

協働の際に、よく「対等な立場で」という言葉を耳にします。協働で使われる「対等」の場合は、対等といっても、モノやお金など資源を折半で出し合わなければいけないという意味ではありません。また、行政は市民よりも手続き的なことや、法律上のことなどの知識が豊富なのも事実です。それでも一方が他方に命令したり、依存したりするのではなく、協働のためにお互いがどういう役割を果たすにしても、別々の組織として等しく意見を出し合い、お互いがそれぞれできることをして、足りないものを補える関係が対等の関係といえるでしょう。

同じ目的のために協力関係にあっても、常に異なる立場であるという認識を忘れず、適度な緊張関係を持ち続けることは重要なことです。遠すぎず、近すぎず、そんな距離感を保ちながら、馴れ合いではなく、自立した関係が求められます。

## **Q 2 2 : 企業とNPOとの協働はあるの？**

Q13（13ページ）でも述べましたが、近年、「企業コンプライアンス」や「CSR（企業の社会的責任）」という言葉に代表されるように、企業による社会（地域）貢献が注目されており、実際にそのような活動に取り組む企業も増えてきています。

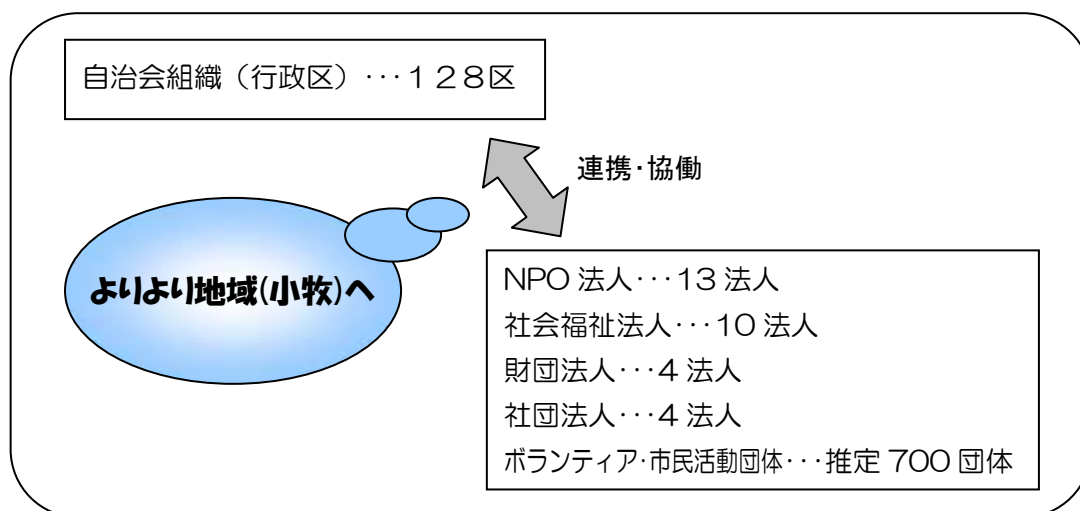
NPOのミッション（社会的使命）やビジョン（到達目標）が多種多様であるように、企業によって社会貢献の方法も様々であり、双方の「目的」や「目標」が同じ方向を向いていれば、企業とNPOとの協働は十二分に有り得ることなのです。

そのため、今後は、企業と連携を図りながら市民活動を活発化することも魅力あるまちづくりの有効な手段の一つであると思います。

### Q 2 3 : 自治会（行政区）とNPOとの協働はあるの？

自治会活動は住民自治の基本であり、相互扶助により生活を営んでいく、いわば協働の原点です。また、小牧は地域に根ざした市民活動が盛んであると言えます。どちらの活動も、自分たちの地域を良くしたいとの思いが根底にあります。そう考えると、自治会（行政区）とNPOとの協働は自然なことなのです。

今後は、その辺りを踏まえながら、相互理解を図っていただきたいと思います。



### Q 2 4 : NPO同士の協働はあるの？

以前に比べると、NPO 同士の交流や情報交換を通じたネットワークを築きながら活動に取り組んでいる NPO は多くなってきています。

NPO はそれぞれが掲げるミッション（使命）のもとに活動をしています。そのミッションなどを共有する NPO 同士が協働することは、それぞれの特化した分野の活動では実現が困難な目標に対して、お互いの活動領域を合わせながら範囲を広げたり、共通する問題をともに解決していく上で非常に有効な手段と考えられます。

今後は、たとえば「“保健・医療・福祉”と“災害救援”」、「“環境保全”と“子どもの健全育成”」など、違う分野で活動する NPO 同士が連携することにより、NPO が持つ可能性の幅をより広げていただきたいと思います。

## **Q 2 5 : N P O っ て 陳 情 ば か り じ ゃ な い の ?**

NPO は本来、自分たちの直面する地域課題を解決しようとする思いを持った人たちの集まりです。つまり、そこには、市民が気づき始めた、しかし市役所は気づいていない、なんらかの地域課題が存在しているわけです。

そのため行政は、NPO からの提案は「地域課題を解決したい」という思いが元にあることを受けとめ、それに耳を傾け、どのように対応していくか検討していくことが必要です。

NPO も、行政の組織体制や仕組みを理解せず、一方的に無理難題を押し付けてしまっただけでは、陳情や批判と何ら変わりません。

お互い立場が違えば、考え方が違うのもまた当然です。意見の中には行政だけでは気づけなかった課題解決までのヒントがあるかもしれません。そのため、お互いを批判しあうのではなく、まずは、「一回試しに一緒にやってみよう！」という心がまえを持つことが大切なのです。



## << Jump ! >>

『協働を進めたいけど…！？』

### Q 26 : 協働委託と通常の委託はどう違うの？

協働委託は、事業の実施主体や責任は行政にあるため、そういった意味では通常の委託と変わりありません。

しかし、協働委託については、NPO の特性を十分に活用して、より効果的な取り組みを進めるために事業を委託するものであり、行政の下請けや経費削減のために委託するものではありません。

したがって、お互いの特性が十分に発揮できるよう、委託仕様書の作成段階から NPO の意見を取り入れたり、事前協議の中で合意した内容を反映させるなど、創意工夫が必要です。

### Q 27 : 法人格を持っていない任意団体でも契約できるの？

もちろん、様々な法律で規定する法人格を有さない任意の団体であっても、市の事業を受託することは可能です。

重要なことは、法人格の有無ではなく、その“事業を遂行する経験や能力を有しているかどうか”なのです。

### Q 28 : 適当な協働相手がない場合はどうしたらいいの？

無理に探す必要はありません！！

協働する理由は、それぞれが持つ「目的」と「目標」が同じ方向を向いていて、その実現のために協働するのであって、双方の利害関係が一致してはじめて協働が成り立つのです。

そのため、無理に相手を探し協働を成立させても、熱意半減、成果半減、相互理解半減と、まさに「百害あって一利なし」なのです。

## Q29：委託先はどのように選べばいいですか？

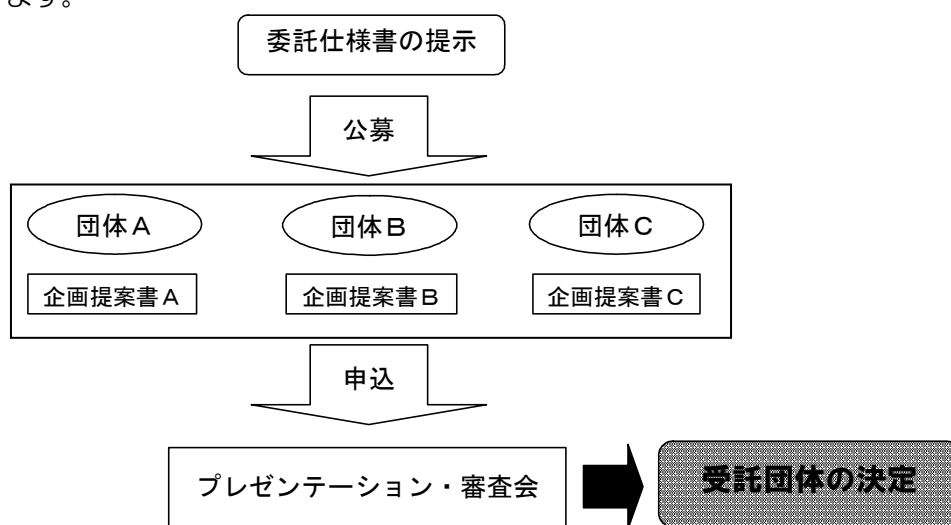
事業の内容、協働の手法によって、協働相手の選び方は異なりますが、どの場合も選定は公平かつ公正である必要があります。

協働委託の場合は、金額面よりも、市民活動団体等の専門性・企画力・ネットワーク力などを重視する必要があります。また、さまざまな団体の可能性を探るためにも、選定方法としては提案審査方式（プロポーザル方式）が望ましいと考えます。

### 提案審査方式（プロポーザル方式）とは・・・

委託を計画している事業について、行政はおおまかな事業概要を決めます。これまでの事業経験を参考に、複数のNPOに企画案を募ります。この際に、公開して企画案を募る場合と、公開せずに特定の団体等に打診して案を出してもらう場合があります。集まった企画案について、評価検討を行い、委託先を決定します。

競争方式により、より優れた事業を提案した団体と契約を結ぶことができます。



特定の相手を指名する特命随意契約より、公開性や公平性に優れた提案審査方式による委託先の決定が理想的ですが、本市ぐらいの規模の自治体では、委託事業の分野や事業内容によっては、それを提案できるNPOが限られるため、その実施については慎重な判断が必要となります。本市でのNPOとの委託契約は、市民活動をじっくりと育てていくという観点から、特命随意契約が多いのが現状です。

### Q30：契約を締結するときに注意することは？

- ◆ 事業を NPO に委託する際は、事業の内容に見合った適正な人件費単価で積算しましょう。また、「企画・打合せに関わる人件費」などの忘れがちな経費や、団体継続に不可欠な「間接費」についても、適正な計上が求められます。詳しくは『元気なまち育て（実務）編』の 20～21 ページで解説しています。
- ◆ 協働委託契約を締結する場合、協働の視点に立って、NPO の特性が最大限に発揮できるよう、具体的で分かりやすい仕様書の作成に心がけましょう。また、受託することで発生する責任<sup>\*</sup>や役割も明確にしましょう。  
※責任とは…事業を実施する責任、公金(税金)を適正に管理する責任など
- ◆ 委託先の NPO を特命随意契約方式で選定した場合、業務の特殊性や選定 NPO が持つ専門性、選定 NPO に委託することでより高い費用対効果が得られるなどの「なぜ、当該業務をこの NPO に委託するのか」という明確な選定理由が必要となります。そのため、特命随意契約方式を採用する際は、慎重な選定に心がけましょう。
- ◆ Q32 でも述べていますが、委託料の支払い方法については、NPO の財政状況を考慮し、双方で協議しながら決定していきましょう。
- ◆ 協働委託契約書については、NPO の特性を生かすため、通常の委託契約書とは異なる書面としています。契約締結時には双方がしっかりと契約書面を確認し、「協働事業の課題認識」「協働ルールブックの遵守」「協働事業の総合計画上の位置付け」の認識に心がけましょう。

### Q31：委託料の前払いは可能なの？

委託料は後払いが原則となっていますが、NPO が抱える悩みとして「資金力不足」が真っ先に挙げられます。そのため、今回策定した『元気なまち育て（実務）編』に掲載している「協働委託契約書」では、NPO の財政状況に配慮し、委託料の部分払い、前払金について定めています。

委託先の選定後、契約までの間に双方で支払い方法を協議することが望ましいでしょう。

## 第2章 小牧では“どんな市民活動団体が活躍”しているの？

第1章では、市民活動やNPO、協働について説明しました。

では、実際に小牧市内では、どんな市民活動団体が活躍しているのでしょうか？ここでは、NPO 法人格の有無を問わず、よりよいまちにするために頑張っている団体の一部を紹介します。

(※ 活動分野は、特定非営利活動促進法(NPO 法)に定める17分野から適用)

団 体 名：おおくさ探検隊	設 立：平成6年
	会 員 数：20人
活 動 分 野：環境の保全、文化・芸術、子どもの健全育成 他	
活 動 紹 介： <u>ちびっこも参加するまちづくり</u>	
<p>大草地区はまちのおよそ7割が山林と田畑が占め、そんな立地を活かしたイベントが「バンブーインスタレーション(竹の野外作品展)」です。内外に広く知られる晩秋の風物詩ですが、もともとは隣接する桃花台地区との新旧住民の交流が目的でした。</p> <p>同展を前に必ず実施するのが竹の伐り出し作業。関係者はもちろん、子どもも応援して、地域の竹林からチェーンソーなどで大量の青竹を伐り出す作業は危険も伴いますが、実は悪者を退治するスーパーヒーローさながらかも。というのも里山の竹が増殖し、全国的な脅威となっているからです。成長の早い竹が日光を遮り、樹木の生育を妨げるのです。そんな厄介者の竹に着目したおおくさ探検隊では展示の終わった後の竹はすべて再利用に回します。竹炭、竹酢液などにかたちを変え、同展でも販売するので、循環型社会の仕組みを子どもたちが学ぶ、生きた教材となっています。</p>	
	


団 体 名：NPO 法人 10人村	設立：平成 19 年 会員数：25 人
活動分野：保健・医療・福祉、子どもの健全育成 他	
<p>活動紹介：現代社会を支える地域福祉の担い手として</p> <p>「各地の災害現場でボランティアに参加したところ、想像以上にご近所づきあいがな いことに驚きました。いざという時には孤立しかねません。何はともあれ、地域の人が 気軽に声を掛け合える環境をつくらねばと…」虫明達夫さんが10人村の設立を思い立 った原点です。</p> <p>多様化する現代社会が抱えるさまざまな地域の問題の改善や解決の糸口として、まず、 名古屋市北区にデイサービス事業を立ち上げました。その後、居住区の桃花台エリアで 官民協働による児童館建設のワークショップに参加。従来のイメージにとらわれない新 しいサービスを話し合いました。おりしも、市では行政改革の一環として指定管理者制 度の導入に係る指針が改正され、大城児童館の指定管理者に名乗りを上げたのです。</p> <p><b>■デイサービス、施設管理など、地域密着型の協働事業を創出</b></p> <p>10人村の管理・運営で大城児童館が開設して1年半余り。防音設備の整った音楽室 や学習室は中高生が利用するスペースとして定着しました。また敷地の一画にある菜園 スペースでは、野菜づくりを楽しむ地域サポーターの姿も見かけられます。地元の方が 運営に携わり、多世代が多様に関わる同児童館の運営方針にはワークショップが吸い上 げた住民の声が感じられます。</p> <p>地域の課題を、行政・住民、そして企業との協働の仕組みの中で解決していくところ が10人村の真骨頂。次なるステージの展開が楽しみです。</p> <div data-bbox="612 1391 1315 1859" data-label="Image"> </div>	

<p>団 体 名：小牧ケアサービス まごころ</p>	<p>設立：平成 12 年          会員数：20 人</p>
<p>活動分野：保健・医療・福祉 他</p>	
<p>活動紹介：<u>すべての住民が対象の参加型介護サービス</u></p> <p>政府の介護保険制度スタートに併せて発足しました。介護保険の要介護認定に該当しない人たちの支援がそもそもの目的。社会福祉協議会のバックアップもあり、「地域住民が協力してサポートする住民参加型介護サービス団体を立ち上げました」と語るの代表の深堀眞喜子さん。それまでにも保健センター直属の保健連絡員として活動した経験があり、地域が支え合う仕組みづくりに興味を持ちました。</p> <p>公的サービスが受けられない人や公的サービスだけではまかない切れない人たちへのサポートのほかに「産後やお子さんの通園のお手伝い、変わったところでは独居老人のお葬式のお手伝いもさせていただきましたね」と、支援を求める住民すべてに目くばりを欠かしません。</p> <p>利用実績は着実に伸ばしているものの、20 人の協力会員だけではニーズに切れず、さらに 18 年度からは車の移送サービスの制限が追い打ちとなって、減収という憂き目も味わいました。「バザーや各種イベントに積極的に参加することで活動費の捻出を図ってきましたが、とても追いつきません」と、内情はとても楽観できるものではないようです。</p> <p><b>■夢は誰もが利用できる「居場所」づくり</b></p> <p>それでも障がい者支援が施設から家庭、地域に移りつつある今、「お年寄り、障がい者、そして住民のみなさん誰もが集える居場所をつくるのが会員みんなの夢となっています」と、新しいサービスの広がりにも意欲的。活動 8 年目の正念場をガッツで乗り切る同会なのです。</p>	




<p>団体名：児（ちご）の森活動グループ</p>	<p>設立：平成16年 会員数：50人</p>
<p>活動分野：環境の保全、子どもの健全育成 他</p>	
<p>活動紹介：「<u>児の森</u>癒しの里山づくりのかけの仕掛け人</p> <p>愛知県が「生活環境保全林事業」として整備した小牧の里山が、平成18年4月に児の森としてオープンしました。私たち活動グループは、この児の森を活動の場として、以下の活動をしています。</p> <p>① 里山の整備</p> <p>訪れる人が安全に里山を楽しんでもらえるよう、風倒木や枯れ木を処理し、下草刈りや林床の落ち葉を集めて、森を整備します。</p> <p>② ジュニアセミナー</p> <p>市内の小学生を対象に、山歩きや昆虫採集、里山の仕事、シイタケ栽培、クラフトなど、一年間に6回の里山自然体験の指導をします。</p> <p>③ 里山分校</p> <p>市民を対象に、山菜採りや昆虫採集、夜の散策、里山の仕事、シイタケ作りなど年6回、自然体験の指導をします。</p> <p>④ 研修会・交流会</p> <p>自然観察会や他の地域で里山を保全している団体と交流し、里山について学習します。</p> <p>グループには、木を切ることが好きな人やシイタケ作りの名人、自然観察の得意な人など、一芸に秀でたさまざまなメンバーが在籍しています。誰もが汗を流すことが好きで、一人ひとりが得意な部分で活躍しています。</p> <p>「チェーンソーで枯れ木を倒すと気分がすっきりする。」70歳になる、白髪のおじいさんが言いました。まるで、市街地を破壊する怪獣の気分です。「自分が子どもの頃に採集したクワガタやカブトムシを、今の子ども達に見せてあげたい。」子どもの頃の体験を懐かしく思い出して、森の中を走り回っています。</p> <p>散策コースは約2時間、「キツツキの小道」の階段から望む入鹿池と白山がすばらしい。青空小屋からは、ツインタワーや名港トリトンも見えます。ただし、火気厳禁、ゴミの持ち帰りなど、山のモラルを守って、小牧の里山を楽しんでください。</p>	



<p>団体名：NPO 法人 こまきe-コミュニティーネットワーク</p>	<p>設立：平成13年 会員数：34人</p>
<p>活動分野：情報化社会の発展、社会教育 他</p>	
<p>活動紹介：<u>パソコン入門の先達として</u></p> <p>情報が物質やエネルギーと同等、あるいはそれ以上の重要な資源としてクローズアップされる時代です。情報化社会をにらんで、「IT 基本法」(2001 年1月)を施行した政府の意向を受けて、市でも市民を対象に大々的にパソコン基礎講座が展開されることとなり、その受け皿として誕生したのが、こまき e-コミュニティーネットワークです。</p> <p>「この6年間でパソコン講習の受講者は1万人に上ります」と、事務局長の伊藤一進(かずのぶ)さん。しかも、応募数が毎回、定員を上回る人気講座となっているのが自慢とか。ワード、インターネット、エクセルなどを手軽に楽しむための初心者向け講習ですが、「受講をきっかけにインターネットの面白さにはまる、またメル友との出会い、年賀状や名刺を作成するなど、パソコンが身近なツールとなって活用されていく姿を見るのがうれしいですね」。</p> <p><b>■電子申告システム「e-Tax」にも関与</b></p> <p>同時並行で市職員対象のパソコン講習会も担当、さらに企業のホームページの作成、文書宛名データ入力などの代行なども手がけるほか、国税庁の電子申告システム「e-Tax」普及のサポート業務も受託しました。一方、「市民の皆さんの心と心をITでつなぐ」という会のミッションにもとづき、市民まつりや産業フェスタなどイベントにも積極的に参加。「情報技術を介して、すべての住民が参加できる地域ネットワークが構築できたら」と、でっかい夢を膨らませる同会の今後に注目です。</p> 	



<p>団 体 名：久保山団地お助けマン</p>	<p>設立：平成 17 年          会員数：110 人</p>
<p>活動分野：地域安全、環境の保全 他</p>	
<p>活動紹介：<u>住民パワーが実現する住みよい、助け合いの町</u></p> <p>小牧市北部に広がる小高い丘陵地に久保山団地があります。見るからに閑静な住宅街、ふだんは人通りも少なく、各戸をものものしく閉ざすエクステリアからは隣は何をする人ぞ？の印象も受けます。</p> <p>「久保山団地お助けマン」は町内会とタイアップして、地域の防犯や景観保全などを目指し活動を繰り広げる自主グループですが、会員は増えるばかりで、いまや、町内 300 戸のうち、3分の1強が参加する盛況ぶりです。「自分の町は自分たちで守る、という思いが会の発足につながりました」と語るのは会長の本間昌輔さんです。かつてのニュータウンも、入居 30 年余が経ち、高齢化も進むばかり。元気なうちに何とかしなきゃ、の住民の気持ちがかたちになった、モデルケースといえましょう。</p> <p><b>■防犯パトロールの定着で犯罪発生率はゼロ</b></p> <p>町内各所に自主的に通過車両の速度制限の看板を立てたり、通学路沿いにごみ箱を設置したりするのは、ほんの序の口で、圧巻は朝 9 時、夜 8 時と、1 日 2 回の徒歩によるパトロールです。「ここ 1 年間のパトロール参加者は延べ 1 万 5 千人余り、子どもも率先して、拍子木を叩いてくれてますよ」地道な活動が効を奏してか、パトロール開始このかた、久保山団地の犯罪発生率はゼロを誇ります。車上ねらい、自販機ねらい、部品ねらいなど、このところ、犯罪の多発化では全国有数にカウントされる小牧市のなかで、まさしく、注目の金字塔となっています。</p> 	

<p>団 体 名：小牧防災リーダー会</p>	<p>設立：平成 16 年 会員数：19 人</p>
<p>活動分野：地域安全、災害救援 他</p>	
<p>活動紹介：<u>自助・共助・公助による「防災協働社会」を目指して</u></p> <p>愛知県主催の「あいち防災カレッジ」修了者の組織です。「地震などの自然災害をなくすことはできません。大切なのは①災害前の心構えと対策、②災害時の対応、③災害後の2次災害の防止と避難。これらを学んでおくことで被害を少なくすることです。」と会長の古谷順彦さん。これまで自主防災会、ボランティア団体、企業などから依頼を受け、希望に沿った「地震防災・減災」などの出前講座を務めるほか、市民まつりの「げんき村」や「消防フェア」で市民向けの啓蒙活動を行ってきました。</p> <p><b>■防災リーダーの育成により更なる“防災意識の向上”を図る</b></p> <p>日頃は名大防災アカデミー、あいち防災セミナーなどの防災講演会に参加し、防災リーダーとしての知識・技能の向上に努めています。</p> <p>また、「5市町合同防災カレッジ（小牧市・犬山市・江南市・大口町・扶桑町）」では小牧市消防本部に協力し「災害図上訓練」など3講座を担当するなど、地域の防災リーダー育成にも力を注いでいます。</p> <p>「日本は阪神大震災以降地震の活動期に入っており、明日起こるかもしれない大地震に備えて一人ひとりが地震から身を守るため、市が勧める『木造建物耐震診断』を受けるなど具体的な行動を起こしていただきたいものです。」と古谷さん。</p> <p>今後も自主防災会や婦人消防クラブと手を携えながら、地震防災強化に向けて積極的に活動していきたいと張り切っています。</p> 	



まちを育む 市民と行政の協働ルールブック《協働Q&A》集

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～

発行年月／平成23年2月

発行／小牧市

作成／『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会

編集／小牧市市民産業部生活交流課

〒485-8650 小牧市堀の内一丁目1番地

TEL 0568-76-1173 FAX 0568-72-2340

E-mail : [seikatsu@city.komaki.lg.jp](mailto:seikatsu@city.komaki.lg.jp)

URL : <http://www.city.komaki.aichi.jp/>



## まちを育む 市民と行政の協働ルールブック

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～

